

岩手県告示第162号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年2月10日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社スタジオ東日本
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市西宮野目第2地割200番地1
    - ウ 代表者の氏名 高橋俊朗
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第40066号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年1月30日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年2月16日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社北翔建設
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町後藤2地割106番地164
    - ウ 代表者の氏名 和泉俊英
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第50237号
  - (3) 処分の内容 電気工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年2月16日付けで電気工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年2月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社門脇建築
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市衣川区瀬原38番地1
    - ウ 代表者の氏名 門脇茂
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第60111号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年2月5日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。